

特記仕様書

- 1 委託業務名：再生水設備水槽清掃業務委託（R8）
- 2 履行場所：那覇浄化センター内
- 3 委託期間：契約日の翌日から令和9年3月12日
- 4 業務内容：（1）清掃範囲は、原水槽・処理水槽・再生水貯水槽（添付図参照）とする。

	幅 (W) × 長さ (L) × 高さ (H)
原 水 槽	3,000 × 3,000 × 8,040
処 理 水 槽	4,600 × 5,000 × 6,790
再生水貯水槽	4,600 × 10,000 × 8,350

- (2) 業務開始前及び完了後には作業工程等の打合せ及び報告を行うこと。
- (3) 水中ロボットで沈殿物の吸引清掃を行う。
- (4) 吸引した沈殿物等は浄化センター内の指定場所まで運搬すること。
- (5) 清掃業務は、再生水設備の稼働状態で行うものとする。
- (6) 水中ロボットによる清掃状況を録画し、データを提出すること。
- (7) 清掃業務は年2回行う。

- 5 法令の遵守：業務を実施するにあたり、関連法令等を遵守すること。

- 6 提出書類：着手時
・着手届 A4 1部
・工程表 A4 1部
・現場代理人等通知書 A4 1部
・経歴書 A4 1部
・業務計画書 A4 1部
(作業計画書含む)
・その他必要なもの
完了時
・完了通知書 A4 1部
・業務委託報告書 A4 2部
(録画データ含む)
・引渡書 A4 1部
・請求書 A4 1部
・その他必要なもの

※様式については、下水道事務所HPの「資料集（様式等）」より「委託（機器点検・清掃等）様式集」をダウンロードすること。

- 7 一括再委託の禁止等：契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・水中ロボットによる清掃業務

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

8 再委託の範囲： 本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲の指定は特になし。

9 再委託の承認： 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。
ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

その他、簡易な業務
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力および集計

10 その他： (1) 業務履行中において、再生水設備のトラブル等が発生した場合には速やかに清掃業務を中止し、監督員の指示を受けること。
(2) 業務に関係のない施設への立ち入りは禁止する。
(3) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に質疑が生じた場合には、必要に応じて委託者、受託者双方が協議して定めるものとする。

委託名:再生水設備水槽清掃業務委託

行政機関の庁舎・事務所

中心地 | 那覇市久米1丁目付近

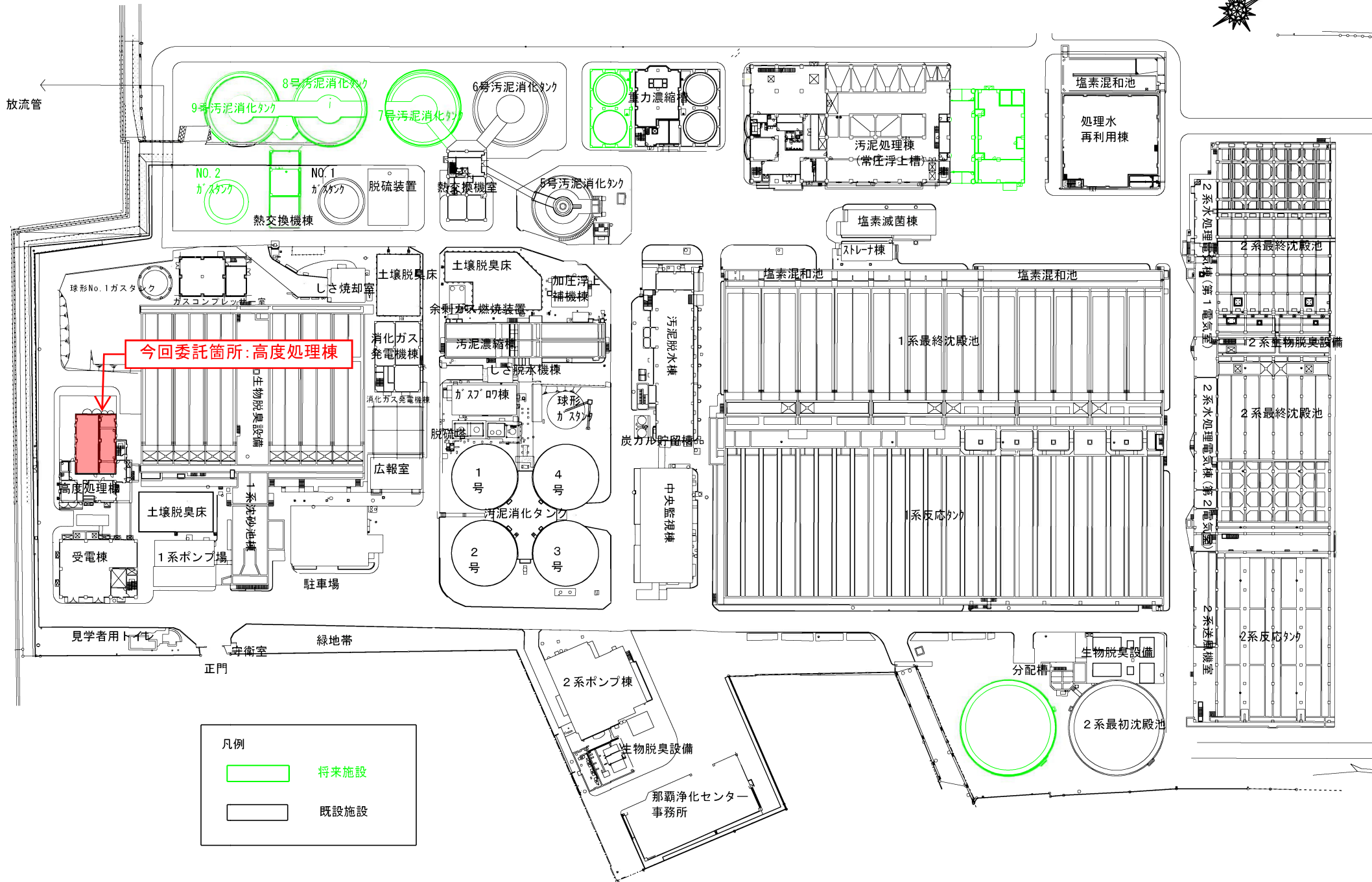
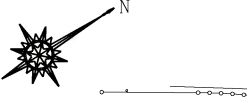
那覇浄化センター
那覇市西3丁目10番1号



印刷日時:2026/05/11 09:23:06

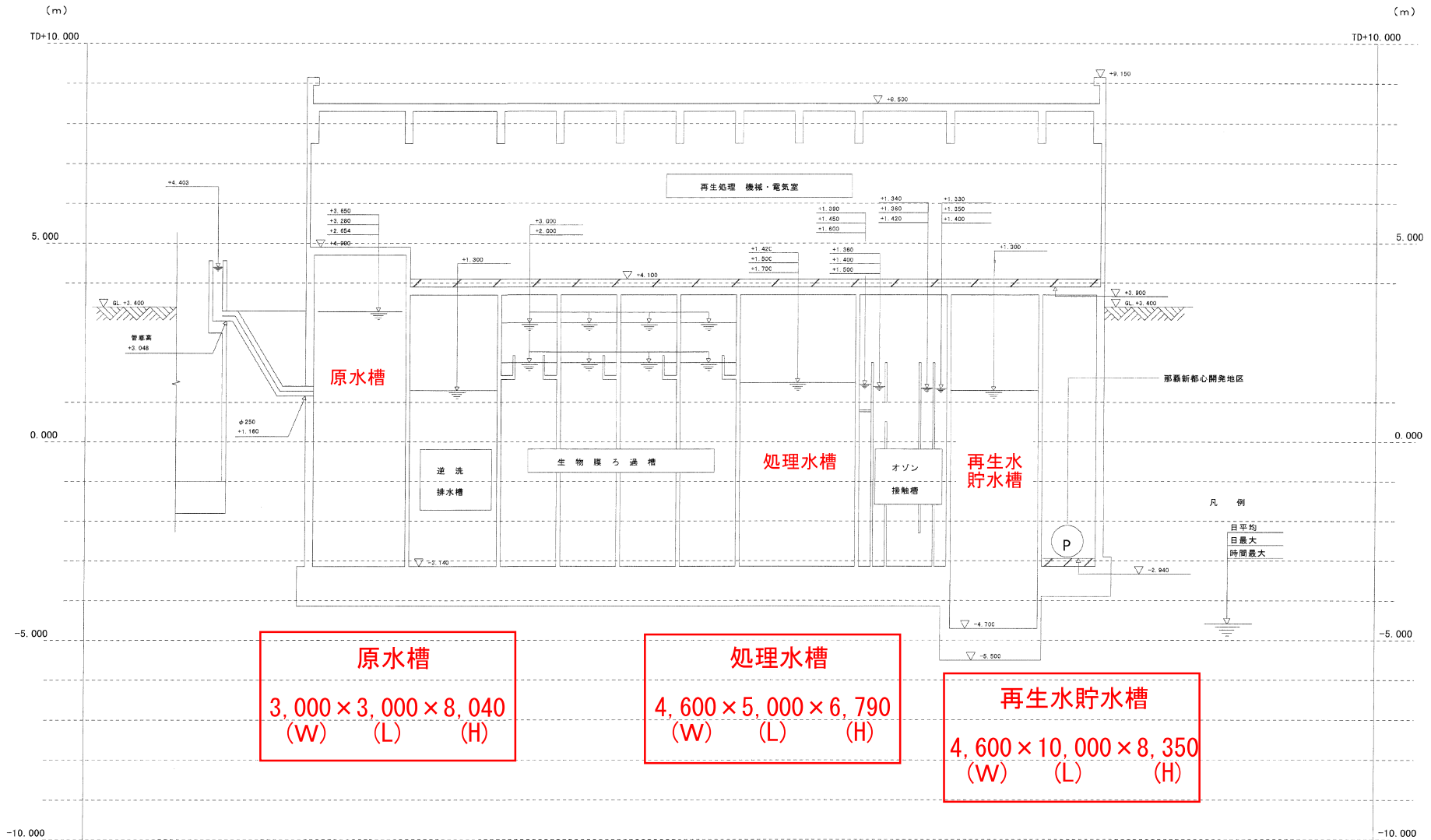
那覇浄化センター平面図

委託名:再生水設備水槽清掃業務委託



凡例	
	将来施設
	既設施設

委託名:再生水設備水槽清掃業務委託



原水槽
3,000 × 3,000 × 8,040
(W) (L) (H)

処理水槽
4,600 × 5,000 × 6,790
(W) (L) (H)

再生水貯水槽
4,600 × 10,000 × 8,350
(W) (L) (H)

施工年度	平成11年度
工事名称	那覇浄化センター再生水処理施設建設工事(2工区)
工事位置	那覇市西地内
施工業者	(株)豊神建設
工期	平成11年9月15日~平成12年9月18日
図面説明	水位関係図 S=NONE
図番番号	4
完成年月日	平成12年9月18日
設計及監督	沖縄県土木建築部下水道建設事務所